

特殊詐欺被害防止推進員だより

平成30年11月
 燕警察署生活安全課
 電話(0256) 94-0110

告発のハガキにご注意を！！

県内で、「あなたは過去に違法わいせつ物を購入した。告発する。」という内容の架空請求詐欺のハガキが男性宛に届けられています。

このハガキは、「NPO 法人」等を名乗っています。

女性宛に届けられている「法務省」を名乗るハガキの相談も引き続き寄せられているので、ハガキに記載されている連絡先には絶対に電話をしないでください。

【法務省を名乗る詐欺のハガキ】

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）315 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び不動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月09日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
 東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
 取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
 受付時間 9:00~20:00（日、祝日を除く）

このようなハガキは無視しましょう。



【NPO 法人を名乗る詐欺のハガキ】

告発通知

(通知番号 W-3号)

貴殿が以前、購入した違法わいせつ物(無修正映像・児童ポルノ等)の製造・販売に関与した複数のグループが当団体と被害者児童の保護者及び被害者女性の働きかけにより、組織的処罰法違反・児童買春・児童ポルノ禁止法違反で捜査当局による捜査で摘発されました。この度、被害児童及び保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対して民事訴訟(購入履歴・金融機関履歴等)を提出し告発いたします。

告発後、購入者に対し捜査当局からの事情聴取の出頭要請、家宅捜査を受けることとなります。

貴殿の行為は法律に違反しています。

正当な機会を受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりますが、改心し被害者に対して反省していただけるのであれば告発は取り消します。

告発を取り消したい者は平成30年10月19日(金)までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許されません。

当団体は被害者並びにご家族に対して人生の再出発としてのケアに重点を置き活動しております。

東京都 NPO法人 明日への光
 管轄局 【受付時間】(平日) 10:30~18:00
 霞が関7号 【電話番号】 03-

特殊詐欺被害状況（平成30年10月末）【暫定値】

(被害額単位:万円)

区分	県内				燕警察署管内			
	平成30年10月		前年比		平成30年10月		前年比	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	116	29,303	- 47	-21,036	4	171	-1	-1,386
振り込め詐欺	114	27,071	- 48	-23,193	4	171	0	-1,311
オレオレ	32	7,068	- 19	- 6,043	0	0	0	0
架空請求	68	18,543	- 26	-16,711	3	96	0	-1,304
融資保証金	11	1,310	+ 3	+ 308	1	75	0	-7
還付金等	3	150	- 6	- 747	0	0	0	0
振り込め詐欺以外	2	2,232	+ 1	+ 2,175	0	0	-1	-75
金融商品等	1	2,000	± 0	+ 1,925	0	0	-1	-75
ギャンブル必勝情報	1	232	+ 1	± 232	0	0	0	0
異性交際あっせん	0	0	± 0	± 0	0	0	0	0
その他	0	0	± 0	± 0	0	0	0	0

